

# 2026 年度 健康保険組合事業内容について

NSD 健康保険組合

2026 年 4 月 1 日

## 目次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| ☐保健事業                        | 1  |
| 1.:健康診断                      | 1  |
| 2.:予防接種等                     | 4  |
| (1) インフルエンザワクチン接種            | 4  |
| (2) 風しん抗体検査・ワクチン接種           | 4  |
| (3) 帯状疱疹ワクチン接種<50歳以上対象>      | 5  |
| 3.:禁煙対策                      | 6  |
| 4.:無料歯科健診                    | 7  |
| 5.:電話健康相談                    | 8  |
| (1) 健康相談                     | 8  |
| (2) メンタルヘルスカウンセリング           | 8  |
| (3) チャットロボットによる健康相談          | 8  |
| 6.体育奨励                       | 9  |
| 7.宿泊補助                       | 10 |
| 8.スポーツ施設                     | 11 |
| ☑保険給付                        | 12 |
| 1.:柔道整復師（接骨院・整骨院）での受診者に対する調査 | 12 |
| 2.:負傷原因の調査                   | 12 |
| ☒その他                         | 13 |
| 1.:補助金申請                     | 13 |
| 2.:振込先口座                     | 13 |
| 3.:マイナ保険証                    | 13 |
| 4.:問い合わせ先                    | 13 |
| 別紙①人間ドック<35歳以上対象>            | 14 |
| 別紙②特定健康診査（特定健診）<40歳以上対象>     | 17 |
| 別紙③二次（再・精密）検査<人間ドック受診者対象>    | 19 |
| 別紙④婦人科検診<特定健診受診者（被扶養者）対象>    | 21 |
| 別紙⑤特定保健指導                    | 23 |
| 特定健康診査項目一覧                   | 24 |
| 別紙⑥MY HEALTH WEB             | 25 |

## 2026年度 健康保険組合事業内容について

2026年度のNSD健康保険組合の事業内容について、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1 保健事業

保健事業とは加入員の皆様の健康増進、疾病予防等を目的としたNSD健保独自のサービスです。

##### 1. 健康診断

健保が提供する健康診断に関する種目は次表のとおりです。各種目とも年度内1回費用補助いたします。詳細は別紙①～⑤の詳細説明資料を参照してください。

人間ドックについては原則12月末までに受診するようにしてください。止むを得ない事情で12月末までに受診できない場合でも、受診の予約は12月末までに済ませるようお願いいたします。

今年度35歳（1991年4月～1992年3月生まれ）・40歳（1986年4月～1987年3月生まれ）になる方は自己負担無料です。

なお、35歳未満の被保険者（本人）は各事業所が行う定期健康診断を受診してください。

<健診項目一覧> ※年齢は全て年度末（3月31日）の年齢を基準とします。

| 項番  | 種目                        | 対象者  | 受診施設                  | 費用補助上限<br>(税込)  | 詳細説明資料       |
|-----|---------------------------|--|-----------------------|---|--------------|
| (1) | 人間ドック<br>(半日、一日、<br>一泊)*1 | 35歳以上の<br>被保険者(本人)、<br>被扶養者(配偶者)   | 健保個別契約施設<br>健保連契約施設*2 | 上限 49,000円*3<br>自己負担 10,000円<br>(年度末に35歳・40歳<br>になる年度は <u>自己負担<br/>無し</u> ) | 別紙①<br>人間ドック |
| (2) | 特定健康診査<br>(特定健診)*4        | 40～74歳までの被<br>扶養者(配偶者以外<br>の家族)<br>40～74歳までの被<br>扶養者(配偶者で特<br>定健康診査を希望<br>する方) | 健保連集合契約A<br>*5        | 受診券支給<br>自己負担無し   | 別紙②<br>特定健診  |

|     |                           |   |   |  |              |
|-----|---------------------------|---|---|--|--------------|
| (3) | 二次(再・精密)検査                | 人間ドックの結果<br>再検査・要精密検査になった被保険者(本人)、<br>被扶養者(配偶者)   | 健保個別契約施設<br>健保連契約施設<br>(二次検査不可の施設の場合、全国の健診施設)                     | 上限 15,000 円<br>上記金額を超える、或いは保険診療の場合、自己負担  | 別紙③<br>二次検査  |
| 項番  | 種目                        | 対象者   | 受診施設  | 費用補助上限<br>(税込)   | 詳細説明資料       |
| (4) | 婦人科検診*6                   | 35 歳以上の被保険者(本人)、<br>被扶養者(配偶者)<br>※人間ドックと同時受診  | 健保個別契約施設<br>健保連契約施設   | 上限 15,000 円<br>・乳がん検査(マンモ、<br>エコー)<br>・子宮がん検査(子宮頸部細胞診)<br>上記以外は自己負担                        | 別紙④<br>婦人科検診 |
|     |                           | 40~74 歳までの被扶養者(配偶者以外の家族)<br>40~74 歳までの被扶養者(配偶者で特定健康診査を希望する方)<br>※原則特定健診と同時受診                              | 健保連集合契約 A<br>(健保連集合契約 A 施設で婦人科検診の同時受診不可の場合、全国の医療機関・健診施設での受診を認めます) | 上限 15,000 円<br>窓口で立替払い、<br>後日健保に請求<br>・乳がん検査(マンモ、<br>エコー)<br>・子宮がん検査(子宮頸部細胞診)<br>上記以外は自己負担 |              |
|     |                           | 40~74 歳までの被扶養者(配偶者以外の家族)<br>40~74 歳までの被扶養者(配偶者で特定健康診査を希望する方)<br>※お勤め先、かかりつけ医等で特定健診相当を受診済みで結果の写しを健保に提出可能な方 | 全国の医療機関・<br>健診施設  | 上限 15,000 円<br>窓口で立替払い、<br>後日健保に請求<br>・乳がん検査(マンモ、<br>エコー)<br>・子宮がん検査(子宮頸部細胞診)<br>上記以外は自己負担 |              |
| (5) | PSA 検査<br>(前立腺がん<br>血液検査) | 50 歳以上の被保険者(本人/男性)及び被扶養者(配偶者/男性)  | 健保個別契約施設<br>健保連契約施設   | 上限 4,000 円<br>上記金額を超えた分は自己負担   |              |

|     |                   |  |  |                               |               |
|-----|-------------------|--|--|-------------------------------|---------------|
|     |                   | ※人間ドックと同時受診  |  |                               |               |
| (6) | 脳ドック<br>(MRI/MRA) | 40歳以上(2年毎の偶数年齢)の被保険者(本人)<br>※人間ドックと同時受診。             | 人間ドック受診施設に脳ドックが無ければ他の施設で受診可能(個別契約、健保連契約施設)             | 上限 20,000 円<br>上記金額を超えた分は自己負担 |               |
| (7) | 特定保健指導<br>*7      | 40歳以上で人間ドック、事業主健診の受診結果が一定の基準を超えている被保険者(本人)、被扶養者(配偶者) | 健保が委託契約した会社(東京都予防医学協会など)<br>健保個別契約施設(一部限定、対象施設は HP 参照) | 自己負担なし                        | 別紙⑤<br>特定保健指導 |

- \*1 半日、一日ドック、一泊ドックが受診できます。各施設によって受診できるコースが決まっていますので確認の上、受診してください。
- \*2 健康保険組合連合会が「各病院団体」と契約している健診施設で、標準検査項目の人間ドックが受診できる。
- \*3 費用の上限は基本となるコースの料金の上限であって、オプション検査を含めた総額の上限ではありません。オプション検査、及び補助金上限を超える費用は自己負担となります。
- \*4 40歳から74歳までのすべての人を対象にした内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健診で、法律により医療保険者(国保・健保)は加入者(本人・家族)に対して実施が義務付けられています。  
なお、人間ドックや事業主が実施する定期健康診断に特定健康診査項目が含まれています。  
40歳以上の扶養者の方には、特定健診の受診券を発行いたしますが、配偶者の方は、人間ドックか特定健診のいずれかを選択して受診してください。両方の受診はできませんのでご注意ください。
- \*5 健康保険組合連合会が「代表健診機関団体」と契約している健診施設で、特定健診の検査項目が受診できる。  
集合契約Aは「代表健診機関団体」と契約を結ぶことで全国の健診施設を利用可能とするものです。
- \*6 婦人科検診は人間ドックと同時に受診してください。15,000円の範囲内であれば窓口での支払いはありません。  
特定健康診査についても原則、同時受診ですが、施設によって婦人科検診を受診できない場合がありますので、その際は婦人科検診のみ単独で受診可能な全国の医療機関・健診施設で受診してください。また、お勤め先やかかりつけ医等で特定健診相当を受診された方も同様に全国の医療機関・健診施設で受診してください。
- \*7 人間ドック、事業主健診を受診された被保険者(本人)、被扶養者(配偶者)を対象に健診結果よりメタボリックシンドローム判定を行い、該当者の中から希望する方にご案内する生活習慣の改善を促すサービスです。

## 2. 予防接種等

### (1) インフルエンザワクチン接種

#### ① 集団接種

補助金：接種費用から自己負担 500 円を除いた額(自己負担一律 500 円)

精算方法：接種後、自己負担分 500 円を給与天引き

#### ② 健保直接請求 ※健保所定の医療機関にて接種をした場合、自己負担 500 円を除く接種費用を医療機関から健保へ直接請求してもらう

補助金：接種費用から自己負担 500 円を除いた額(自己負担一律 500 円)

精算方法：接種時に、医療機関窓口で自己負担分 500 円を接種者本人が支払う

#### ③ 個別接種

補助金：2,500 円(ただし、2 回接種が必要な子供に関しては、2 回分を合算して合計 5,000 円まで補助する)

精算方法：MY HEALTH WEB にて補助金申請をしてください。原則、領収書(接種者、接種機関名、接種年月日、但書き(インフルエンザ予防接種代として等)、費用単価、領収印)は必須項目です。

領収書に不備がある場合、一旦差し戻させていただく場合があります(領収書を受け取る際、内容に不備がないか必ずご確認ください)。

### <集団予防接種について>

- ・ 昨年度に引き続きインフルエンザ集団予防接種を実施する予定です。詳細は、ワクチンの生産量や標準的な価格が決まる 9 月以降にご案内いたします。
- ・ 集団予防接種の場合は、事前に MY HEALTH WEB より申し込みが必要です。接種当日、利用券と予診票を持参してください。

### (2) 風しん抗体検査・ワクチン接種

#### ① 補助金

- ・ 加入員に対して抗体検査・ワクチン予防接種について各 1 人 1 回まで費用全額を補助いたします。

ただし、自治体の助成を受けられない場合に限りです。

※幼児の予防接種については、1 歳児(第 1 期)、小学校入学前 1 年間の幼児(第 2 期)に原則として、麻しん風しん混合(MR)ワクチンを、多くの自治体で公費負担により接種できます。この時期に接種するようにしてください。

上記以外の時期に接種された場合は、補助対象外とさせていただきます。

#### ② 申請方法

- ・ MY HEALTH WEB にて補助金申請をしてください。原則、領収書(接種者、接種機関名、接種年月日、但書き(風しんワクチン予防接種代として等)、費用単価、領収印)は必須項目です。
- ・ 領収書に不備がある場合、一旦差し戻させていただく場合があります(領収書を受け取る際、内容に不備がないか必ずご確認ください)。

### (3) 带状疱疹ワクチン接種

#### ① 対象者

- ・ 接種日当日に 50 歳以上の被保険者および被扶養者

#### ② 補助金

- ・ 対象となるワクチンは下記 2 種類があります。どちらのワクチンを接種するかは、かかりつけの医師などにご相談のうえ、ご自身でご判断ください。
- ・ 費用補助額は、次のワクチンのいずれかの接種費用全額とします。

a. 乾燥弱毒生水痘ワクチン（生ワクチン）（1 回接種）

b. 乾燥組換え带状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）（2 回接種）

※初診料・再診料・問診に係る費用は対象外とし、自治体の公費負担がある場合は公費優先となります。必ずお住いの自治体の公費負担有無を確認し、差額分を請求してください。

- ・ 補助の回数は、当健保の被保険者期間中に 1 度限りとします（1 回接種ワクチンは 1 回、2 回接種ワクチンは 2 回）。

#### ③ 申請方法

- ・ MY HEALTH WEB にて補助金申請してください。
- ・ 申請時に添付する領収書には次の全項目の記載が必要です。領収書受取りの際には必ず確認してください。

(ア) 宛名（接種者氏名）

(イ) 接種年月日

(ウ) 接種料金

(エ) 但書き（带状疱疹ワクチン接種代であることの明記）

(オ) 接種機関名

- ・ 2 回接種ワクチンの場合、高価であることから、1 回目と 2 回目別々でも、2 回分 まとめてでも申請可とします。

#### ④ 他のワクチンとの接種間隔について

異なる種類のワクチンの接種間隔は、生ワクチン同士の場合は、27 日間以上、コロナワクチンと不活化ワクチンなど他のワクチン（季節性インフルエンザを除く）の場合は、13 日間以上空けることになっております。これ以外の 組合せでの制限はありませんが、必ず接種時にかかりつけの医師や予約する医療機関に確認のうえ、接種してください。

### 3. 禁煙対策

#### (1) 禁煙治療費用補助

##### 対象者

- ・ 20 歳以上の被保険者、ひとり 1 回限りとします。

##### < 禁煙外来受診コース >

##### ① 支給要件

- ・ 日本国内の医療機関において禁煙外来（保険適用・自由診療を問わず）を受診し、禁煙治療終了から 3 か月経過した時点で禁煙が継続している場合に支給します。

##### ※禁煙サポーター(上司)の承認要

- ・ 以下の場合には不支給となりますのでご注意ください。

(全額不支給)

禁煙治療を途中で中断した場合

- ・ 禁煙治療終了後、3 か月経過するまで禁煙が継続できなかった場合

(該当分不支給)

- ・ 禁煙補助薬剤を個人の判断で購入した場合

##### ② 補助金

- ・ 保険適用の場合：治療費・薬剤費の自己負担金額全額
- ・ 自由診療の場合：治療費・薬剤費の 3 割の金額（上限 20,000 円まで）

##### ③ 申請方法

※以下請求書と添付書類を事業所人事部経由で提出してください。

- ・ 禁煙治療費用補助金請求書

(添付書類)

(ア) 禁煙治療費であることが明記された医療機関の領収書

(イ) 禁煙補助薬名が明記された薬局等の領収書

##### < 禁煙補助剤コース >

##### ① 支給要件

- ・ 禁煙活動開始から 6 か月間、禁煙が継続している場合に支給します。

##### ※禁煙サポーター(上司)の承認要

##### ② 補助金

- ・ 禁煙補助剤の購入にかかった費用の全額（上限 20,000 円まで）

##### ③ 申請方法

※以下請求書と添付書類を事業所人事部経由で提出してください。

- ・ 禁煙治療費用補助金請求書

(添付書類)

(ア) 禁煙補助剤名が明記された領収書

#### 4. 無料歯科健診

##### 対象者

- ・ 被保険者および被扶養者 ※年齢不問

##### (1) 受診費用

- ・ 無料 ※年度内 2 回まで ※治療費は自己負担

##### (2) 健診機関

- ・ (株) 歯科健診センター提携歯科医院

##### (3) 健診メニュー

- ・ 一般歯科健診
- ・ 歯科矯正相談
- ・ 審美歯科相談
- ・ インプラント治療相談

##### (4) 申請方法

###### ① 歯科健診申込み

健診のお申し込みは、歯科健診センターのホームページより、希望日の 2 週間前までにお申込ください。

※受付は WEB のみ（電話での申込みは受付ておりません）

< 歯科健診センター > <https://www.ee-kenshin.com/>

###### ② 健診日時の予約

歯科健診センターより提携歯科医院へ健診日時の予約をいたします。

###### ③ 健診予約日の連絡

日時の決定後、歯科健診センターより「歯科健診ご予約確定のご連絡」が送られてきます(E-mail)。

お申込の受付からご予約の決定、ご案内までには、4~5 日程お時間を頂くことがございます。

###### ④ 健診受診

健診当日、医院の受付に「歯科健診ご予約確定のご連絡」をモバイル機器等の画面で提示するか事前に印刷して提出してください。

受付にて健診票に必要事項を記入していただきます。

###### ⑤ 健診結果の説明

歯科医師・歯科衛生士による健診実施のあと、健診内容・結果の説明をいたします。終了後、健診結果を記載した健診票をお渡しいたします。

###### ⑥ 健診アンケートの協力

歯科健診の質の向上のために、センターよりアンケートのお願いをしております。

## 5. 電話健康相談

以下のサービスが利用可能となっています。利用件数は昨年度実績で年間 90 件余りとなっています。24 時間・年中無休で運用しているサービスもございますので、緊急時に有効にご利用いただけます。是非ご活用ください。

### (1) 健康相談

- ・ 医師・保健師・臨床心理士による健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス相談（24 時間・年中無休）
- ・ 夜間・休日の医療機関案内（24 時間・年中無休）
- ・ 医療機関・介護などシルバー情報の提供（24 時間・年中無休）
- ・ 医薬品に関する情報提供（24 時間・年中無休）
- ・ 何度ご利用いただいても無料です。

### (2) メンタルヘルスカウンセリング

- ・ 電話によるメンタルヘルスカウンセリング（9:00～22:00・年中無休）
- ・ 面談によるカウンセリング
- 完全予約制／電話予約受付  
平日 9:00～21:00 土曜 9:00～16:00
- Web 受付 24 時間・年中無休
- ・ 年間 1 人当たり 5 回まで無料

(1)、(2) とともに電話番号は以下です。

**0120 - 740 - 290 (通話料無料)**

### (3) チャットボットによる健康相談

- ・ 季節の健康相談  
冬は「インフルエンザ」、春は「花粉症」、夏は「熱中症」など、季節に応じた健康相談
- ・ 体調不良に係る健康相談
- ・ 女性の健康相談
- ・ 乳児の健康相談
- ・ 24 時間・年中無休・無料

※解決に至らない場合は、電話相談に切替が可能です。

★健保ホームページ>保養と健康づくり>オンライン健康相談>チャットボット健康相談よりQRコード、URLからご利用ください。

## 6. 体育奨励

### (1) 補助金

・加入員に対して年度内 1 人当たり 6 回まで 1 回につき 3,000 円を上限に補助いたします。

・今年度も引き続き少人数のグループでの開催を認めますが、被保険者が 2 人以上含まれている必要があります。

・健保の認める健康保持・増進のためのスポーツイベントに対する補助ですのでバーベキューや打上の費用、不適切と思われる賞品設定（商品券、アルコール類等）などは補助対象外となります。

・原則当健保の加入員のみで行われるスポーツイベントに限られますので、ご注意ください。協力会社の方やお客様が参加するスポーツイベント、外部の大会やツアーへの参加などは補助対象外です。

※社内交流が主目的の補助金となっておりますので、被保険者とその家族のみの開催は補助金の対象外とさせていただきます。

### (2) 申請方法

・行事開催の 2 週間前までに、MY HEALTH WEB にて、体育奨励補助金事前申請を行ってください。添付資料（開催案内：種目・日時・場所、参加人数）は画像データを添付してください。

・内容審査の上、審査結果を代表者の方にご連絡いたします。

・行事終了後、速やかに「体育奨励補助金申請書」に所定の事項を入力し、会計報告（審査結果連絡時のメール添付例を参照）および領収書を健保組合宛メール添付にて提出してください（CC:部長 ※部長が参加している場合は、事業部長も CC に入れてください）。

※申請書・参加者名簿はエクセル、その他は PDF か写真データで添付してください。 提出先メールアドレス：[nsdkenpo@nsd.co.jp](mailto:nsdkenpo@nsd.co.jp)

### (3) その他

利用回数の管理は、原則個人でお願いします。健保では、会計報告に理事長の決裁を受けて、初めて利用回数をカウントしますので、複数のスポーツイベントに参加予定の場合は、正確な利用回数が把握できません。現在のご自分の利用実績が不明の場合は、ご自身で健保宛ご照会いただきますようお願いいたします。

## 7. 宿泊補助

### (1) 補助金

被保険者、被扶養者に対して年度内1人当たり10,000円を上限に補助いたします（回数制限なし）。ただし、宿泊費用が発生しないお子様に関しては対象外とします。宿泊は保養及び健康増進を目的とし、日本国内に限ります。

※補助金支給額について

1人の宿泊料金に対して、1,000円未満の端数を切捨てた金額を補助金額とします。年度内で10,000円になるまで申請可能です。

(例1)

1回目申請 10,890円→補助金 10,000円

⇒1回の申請で支給終了となります。

(例2)

1回目申請 5,250円→補助金 5,000円

2回目申請 2,100円→補助金 2,000円

3回目申請 8,900円→補助金 3,000円

⇒補助金額の累計が10,000円になった時点で支給終了となります。

(例3)

1回目申請 (5,800円+3,800円=9,600円) →補助金 9,000円

1泊目 5,800円・2泊目 3,800円

⇒1回の申請で複数日宿泊の場合は、合計宿泊料金の1,000円未満端数切捨てとなります。

### (2) 申請方法

- ・MY HEALTH WEBにて補助金申請をしてください。
- ・領収書、宿泊証明書は画像で添付して申請してください。

### (3) 注意事項

- ・領収書の宛名は会社名ではなく、被保険者名(本人)、或いは被扶養者名(家族)としてください。やむを得ず、被保険者または被扶養者以外の宛名となる場合は、申請書の備考欄にその旨を記入してください。
- ・個人の宿泊単価、人数が領収書の記載事項から読みとれない場合などは、内容を確認できる日程表や明細書等を添付してください。
- ・リソルを利用された場合は、領収書に加えてマイページの利用履歴を添付してください。
- ・旅行会社等のパッケージ旅行でも、旅程表などで1人あたりの旅行代金と宿泊施設・宿泊日が確認出来れば補助金を利用出来ます。申請の際は、旅程表のコピーを添付してください。
- ・宿泊証明書の押印はゴム印だけではなく、社判か担当者印としてください。
- ・宿泊証明書は、当健保指定のフォーマットを使用してください。宿泊施設のフォーマットで発行される場合は、指定フォーマットと同様の内容を全て記載してもらいようにしてください。

## 8. スポーツ施設

下記4社のスポーツクラブと法人契約を締結しています。

一般会員料金より割安な料金でご利用いただけますので、健康づくり・体力づくりにお役立てください。

※詳細は、健保 HP 保養と健康づくり>スポーツ施設をご参照ください。

### (1) セントラルスポーツ

#### ① 都度会員

※当組合から1人1回の利用につき、1,000円補助いたします

※補助回数は月7回まで。7回を超えた場合は後日返納いただきます。

(※ご案内時期は施設利用月の翌々月初旬)

### (2) スポーツクラブルネサンス

#### ① Monthly コーポレート会員 (月会員)

10,450円/月 (税込)

※通常22,000円/月のところ、法人会員料金にて利用いただけます。

#### ② 1Day コーポレート会員 (都度利用)

980円/回 (税込・補助金差引額)

※当組合から1人1回の利用につき、1,000円補助いたします。

※補助回数は月7回まで。7回を超えた場合は後日返納いただきます。

### (3) RIZAP 法人会員プラン

健保 HP よりお申込みいただくことで、利用料金分割手数料無料や入会金無料等の優待が受けられます。

### (4) ホットヨガスタジオ LAVA 法人会員プラン

健保 HP よりお申込みいただくことで、法人プラン料金 (月会費最大 3,000円 OFF)、オプション特典等の優待が受けられます。

\*入会前に無料体験レッスンが受けられます。

## 2 保険給付

病気やケガで医療機関から治療を受けたときや、療養や出産のため会社を休んでその間、給与が受けられないときに健保から給付を受けることができます。健保ではこれらを給付する際、その内容が妥当か否かの調査を厚労省の指導の下に行っております。引続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

### 1. 柔道整復師（接骨院・整骨院）での受診者に対する調査

#### （1）実施目的

近年増加傾向にある柔道整復療養費給付の給付制限に抵触する療養給付の防止や架空請求等の是正を目的として調査を実施します。

#### （2）実施要領

- ① 柔道整復師から送られてくる「柔道整復施術療養費支給申請書」の施術内容の点検を健保から「株式会社ケーシップ 審査部 柔整課」（以下、業務委託先という）に業務委託いたします。
- ② 健保の要請に基づき、業務委託先より受療対象者宛てに負傷原因や施術内容等の照会文書を送付いたします。
- ③ 加入員（本人・家族）は送付された照会文書に回答いただき、同封する返信用封筒にて業務委託先まで返送してください。回答の内容を業務委託先で点検いたします。
- ④ 点検の結果、療養費の支給が不相当と判断されるものについては、自己負担とさせていただきますので、ご了承ください。

### 2. 負傷原因の調査

健保では本人または家族がケガをしたときの負傷原因を調査します。これは負傷された原因や状況によっては【健康保険が使えない場合】があり、医療費の適正化事業の一環として、健康保険法に基づいて行うものです。

#### （1）健康保険が使えない場合

- ・交通事故や暴行など第三者（健保と本人・家族以外の第三者という意味）の行為による負傷。自賠責、自動車保険、損害賠償責任保険、または加害者が本来負担すべきもの
- ・仕事中や出張中の負傷、または通勤途上の負傷。労災保険が適用されるもの

#### （2）調査要領

- ・医療機関から健保に請求される「診療報酬請求明細（レセプト）」から外傷性のケガで受診され、一定額以上の医療費を支払われた方に MY HEALTH WEB の MY メールにて負傷の照会をさせていただきます。返信内容にご回答いただき、健保まで返信してください。
- ・健保で点検し、第三者の行為による負傷、労災と判断したものについては、加害者に医療費の返還を求める、労災保険に切替る、などの対応が必要となります。

### 3 その他

#### 1. 補助金申請

・補助金申請は、[MY HEALTH WEB](#)を利用します。利用には初回登録が必要です。登録方法は別紙⑥をご参照ください。

・補助金支給事由発生後、3ヶ月以内に申請をお願いします（年度末に関しては特に速やかに申請いただきますようお願いいたします。必ず4月中旬までに申請してください）。

#### 2. 振込先口座

健保財政逼迫の折、振込手数料負担を少しでも軽減するため、振込先の口座は、三菱UFJ銀行を指定いただきますようお願いいたします。特に新宿新都心支店・大阪営業部・栄町支店の口座をお持ちの方は必ずそちらを指定してください。

#### 3. マイナ保険証

マイナンバーカードを保険証として利用しましょう！

2025年12月2日に健康保険証が廃止となり、マイナンバーカードへ健康保険証の機能を一体化した「マイナ保険証」での医療機関受診が基本となりました。マイナ保険証には、手続きなしで高額医療の限度額を超えた支払を免除される・過去のお薬情報や健診結果が確認できるなどのメリットがあります。

一方、健康保険証廃止以降、マイナ保険証の利用登録をしていない方に対して、資格確認書を一定期間ごとに発行する必要があり、その発行・管理に係る事務コストが発生しております。これらは健保財政の負担要因のひとつとなっております。

このため当健保は厚生労働省の方針に基づき、マイナ保険証利用を原則とした運用への移行を進めております。マイナ保険証の登録がお済みでない方は、特別な事情がない限り、下記関連サイトリンク等ご確認いただき、マイナンバーカードの取得と保険証利用登録を行い、受診時にはマイナ保険証を利用してください。

※医療機関受診時、読み取り機器の不具合で読み取れない場合は、MY HEALTH WEBより「資格情報のお知らせ」をダウンロードして提示する事で保険診療を受けることができます。 [NSD 健保 MY HEALTH WEB ログイン](#)

(関連サイトリンク)

[マイナンバーカード総合サイト\(kojinbango-card.go.jp\)](http://kojinbango-card.go.jp)

[マイナンバーカードの健康保険証利用登録 | マイナポータル \(myna.go.jp\)](http://myna.go.jp)

#### 4. 問い合わせ先

NSD健康保険組合

外線：03 - 3257 - 1207 内線：5056・5057

メール：[nsdkenpo@nsd.co.jp](mailto:nsdkenpo@nsd.co.jp)

以上

## 別紙①人間ドック

## 1. 対象者

**35歳以上の被保険者、被扶養者（配偶者のみ）**

※今年度中に35歳になる方は受診日時時点で34歳であっても補助対象

※健診費用の補助は年1回のみ

（被扶養配偶者は特定健診も受診可能ですが、「人間ドック」または「特定健診」のいずれか一つの補助となります）

## 2. 健診費用の補助額と自己負担金

**（補助金額\_上限額）**

- |                        |            |  |
|------------------------|------------|--|
| ・人間ドック                 | ： 49,000 円 | 乳がん（マンモグラフィー・エコー）、<br>子宮頸がん細胞診の3つの検査の合計額 |
| ・婦人科検診                 | ： 15,000 円 |  |
| ・PSA 検査（50歳以上の男性）      | ： 4,000 円  | ※年齢は年度末の年齢                               |
| ・脳ドック（40歳以上の被保険者、偶数年齢） | ： 20,000 円 | ※  |

**（自己負担金）**

- ・10,000 円 **★今年度中に35歳・40歳になる方は自己負担無し**

※CARENA 健康ポイント 10,000 ポイントの充当可能

※後日、被保険者の給与より天引き

## 3. 受診方法

## (1) 受診する健診施設を調べる

「①健保個別契約」もしくは「②健康保険組合連合会契約」の健診施設から選択ください。

## ① 健保個別契約健診施設

<http://www.nsd-kenpo.or.jp/hoyou/01-01-2.html#01>

保養と健康づくり > 健康診断 > 人間ドック > 健保個別契約健診施設

## ② 健康保険組合連合会契約健診施設

<http://www.nsd-kenpo.or.jp/hoyou/01-01-2.html#01>

パスワード：nsd

保養と健康づくり > 健康診断 > 人間ドック > 健康保険組合連合会契約健診施設一覧

## ③ 例外（上記①②に属さない健診施設）

「住居または勤務場所から、電車等を使って片道約1時間の範囲内に①、②の健診施設が一箇所も無いと健保が認めた場合」かつ、「事前に健保に相談し、承認を得ている場合」は、①、②以外の健診施設での受診を認めます。

お近くに健診施設がない場合は事前に健保までご相談ください。

※この場合は、一旦立替払いで精算の上、後日 MY HEALTH WEB にて領収書と健診結果を添付し補助金申請を行っていただきます。

**※※注意事項※※**

- ・ 予約は各健診施設の web サイトもしくは電話にておこなってください。  
予約サイト（人間ドックのここカラダ等）経由での予約は補助対象外です。
- ・ 各健診施設で受診できるコース（半日、一日、一泊ドックなど）が異なりますので、確認のうえ、お間違いのないよう受診ください。

**(2) 希望の健診施設に予約のうえ健保へ利用申請を行う****【 NSD の方 】**

- ①直接健診施設へ予約する
- ②「NIES 人間ドック利用申請」より Web 申請する

**【 NSD 以外のグループ会社の方 】**

- ① 直接健診施設へ予約する
- ② 事業所の事務担当へ受診する旨を申し出る

**【 被扶養配偶者の方 】**

NSD・NSD 以外ともに、被保険者と同様の申請方法となります。

②については被保険者がおこなってください。

申請を忘れる方が多いのでご注意ください！

**(3) 精算****【 自己負担：10,000 円 】**

- ・ CAReNA 健康ポイント 10,000 ポイントの充当可能 ※次ページ参照
- ・ 後日給与より天引き（健保が受診機関に補助金額を支払った月の翌月）

**【 オプション項目および補助額上限を超えた分について 】**

当日の精算はありませんが、補助外のオプション検査および補助額の上限を超えた分については自己負担となりますので、受診日当日必ず窓口にて精算ください。

**4. その他注意事項等**

- ・ 被保険者の健診結果は、労働安全衛生法規則 44 条に従い健保を通じて事業主に報告されます。同意されない場合は補助対象外となりますのでご了承ください。
  - ・ 胃の X 線検査を胃内視鏡検査に変更した場合の変更手数料は自己負担です。
  - ・ 費用補助上限は人間ドックのコース料金の上限であり、オプション項目を含めた総額の上限ではありません。
  - ・ 原則、全検査項目受診が補助の対象となります。検査項目はすべて受診してください。
  - ・ 今回の受診の結果、「再検査あるいは精密検査と診断」され、かつ「自費診療」の場合、2次検査費用を補助します（15,000 円まで）。
- 詳細は「別紙③二次（再・精密）検査」もしくは健保 HP にてご確認ください。

<http://www.nsd-kenpo.or.jp/hoyou/01-01-2.html#101>

保養と健康づくり > 健康診断 > 人間ドック > 2次検査（再検査・精密検査）

**※※注意事項※※**

- ・ 健保への申請は、事前に余裕をもって行なってください。  
利用申請を忘れると費用補助の対象にならない場合があります。
- ・ 受診日の変更・キャンセルは、必ず健保組合へメールまたは電話にてご連絡ください。  
Mail: [nsdkenpo@nsd.co.jp](mailto:nsdkenpo@nsd.co.jp) [Tel:03-3257-1207](tel:03-3257-1207)

**★CARENA 健康ポイント利用について**

自己負担額 10,000 円に代えて、CARENA 健康ポイント 10,000 ポイントを充当することが可能です。ご希望の場合は人間ドックの利用申請と併せて申請ください。

**(申請方法)**

**【 NSD の方 】**

NIES 人間ドック利用申請の申請画面で、「健康ポイント:利用する」を選択ください。

**【 NSD 以外のグループ会社の方 】**

事務担当者へ受診予約と同時に申し出てください。

**(ポイント利用に関する注意事項)**

- ・ 人間ドック受診日時点ではなく、申請日時点で 10,000 ポイントある場合のみ利用可能です。
- ・ 被保険者・被扶養配偶者ともに利用可能ですが、1 人につき 10,000 ポイント必要です。
- ・ 実際のポイント引去りは、申請から最大で 50 日後となります。ポイント不足で引去りできなかった場合は、通常の「自己負担 10,000 円：給与天引」となります。
- ・ 人間ドックの申請がなされた時点で引去りの処理が開始されるため、申請後に人間ドックをキャンセルしてもポイントは返還できません。次回受診時の充当となります。
- ・ **資格喪失後は返還も充当もできません。**
- ・ 人間ドックのオプション検査や婦人科検診の自己負担分などにポイントを充当することはできません。
- ・ CARENA 健康ポイント交換サイトでの申請は不要です。

**(ポイント確認方法)**

CARENA アプリ > ポイント履歴 > ポイント交換 > 「健康ポイント交換サイト」

## 別紙②特定健康診査（特定健診）

- ・特定健診を受診するには「受診券※」が必要です。 ※対象者へは4月頃に送付しています
- ・健診費用の補助は年1回、「人間ドック/特定健診」のいずれか一つのみです。

## 1. 対象者

## 40～74歳までの被扶養者

※今年度中に40歳になる方は受診日時時点で39歳であっても受診いただけます。

※今年度中に75歳になる方は75歳の誕生日の前日までに受診ください。

## 2. 健診費用の補助額

- ・特定健康診査 : 受診券利用で全額補助（全額健保負担）
- ・婦人科検診※ : 15,000円（上限）

※婦人科検診：乳がん（マンモグラフィー・エコー）、子宮頸がん細胞診の3つの検査の合計額

## 3. 受診方法

## (1) 受診する健診施設を調べる

健康保険組合連合会が契約している健診施設から選択ください。

<http://www.nsd-kenpo.or.jp/hoyou/01-01-2.html#tokutei>

保養と健康づくり > 健康診断 > 特定健康診査 > 集合契約A施設

パスワード：nsd

## (2) 希望の健診施設に予約する

- ・予約は受診券がお手元に届いてからおこなってください。
- ・婦人科検診を希望する場合は、同時受診が可能かご確認ください。  
※同時受診が不可の場合、別の施設に変更もしくは婦人科検診のみ別施設で受診ください。  
※「別紙④婦人科検診」参照

人間ドックの健診施設とは異なりますのでご注意ください！

## (3) 特定健康診査を受診する

当日、受診施設の窓口にて「特定健康診査受診券」と「マイナ保険証、資格確認書等」を提示ください。

## (4) 費用精算

- ・特定健康診査の費用精算はありません。
- ・婦人科検診以外のオプション検査は受診者負担となりますので、オプション検査を追加した場合は窓口にて精算ください。
- ・婦人科検診は一旦全額立替払いのうえ、後日精算となります。  
※「別紙④婦人科検診」参照

4. その他注意事項

- ・受診券が手元に届いてから 2027 年 3 月 31 日までに受診ください。期限を過ぎますと受診できません。
- ・期中で扶養に入られた 40 歳以上の方へは、希望者に限り受診券を発行します。ご希望の方は下記必要事項を添えて健保宛にメールにてご依頼ください。

【宛先】 [nsdkenpo@nsd.co.jp](mailto:nsdkenpo@nsd.co.jp)

【メール件名】 特定健康診査受診券発行依頼

【メール記載内容】 健康保険記号・番号、被保険者氏名、被扶養者氏名、被扶養者生年月日

- ・妊娠中の方、海外に居住している方、被扶養者の資格を喪失した方は受診できません。
- ・原則海外在住の方には発行いたしません。被保険者の海外赴任に帯同した被扶養者が期中に帰国した場合、40 歳以上で希望する方には発行いたします。海外と本邦との間で住所の異動が発生する方は情報の登録が必要となりますので健保までご連絡ください。

## 別紙③二次（再・精密）検査

## 1. 対象者

以下、すべてに該当する方

- ・ 健保の人間ドックを受診された方
- ・ 人間ドックの結果で「再検査」あるいは「精密検査」と診断された方
- ・ 自費診療にて二次検査を受けた方

※保険診療（マイナ保険証等を使用した場合）は補助の対象外です。

## 2. 補助額

15,000 円（上限）

## 3. 受診方法

- ・ 受診施設は原則人間ドックを受診した施設となりますが、設備が整っていない場合は他の施設での受診を認めます。
- ・ 受診施設へは直接ご自身にて予約ください。その際、二次検査である旨をお伝えください。
- ・ 検査によっては保険診療（3割の自己負担）になる場合もありますので、マイナ保険証等を持参ください。
- ・ 受診の仕方により補助の対象外となる場合があります。下表の主なケースをご確認ください。

| ケース                             | 補助対象 | 備考   |
|---------------------------------|------|--|
| マイナ保険証等を使用して受診                  | ×    | マイナ保険証等を使用した場合は補助対象外                               |
| 病院で二次検査は保険診療のみと言われた             | ×    | 補助を希望する場合は自費診療可能な病院を探して受診する                        |
| 同日、同施設で複数検査受診                   | ○    |  |
| 同検査内容で複数日に受診<br>※検査、後日結果を聞きに行く等 | ○    | 領収書が複数枚あるときは全て添付                                   |
| 再検査が2項目あり、それぞれ別の病院で受診           | △    | どちらか1項目のみが補助対象                                     |
| 紹介状なしで二次検査を受診し、選定療養費が発生         | △    | 選定療養費は補助対象外。<br>紹介状作成・検査結果表作成等の文書作成料は補助対象。         |
| 検査+治療                           | △    | 検査のみ補助対象。<br>マイナ保険証等を使わずに自費診療を受けた場合でも、治療に関しては補助対象外 |

#### 4. 費用精算

- ・ 健診施設によっては、受診施設から直接健保に費用請求可能な場合があります。  
その場合、費用が 15,000 円以内であれば窓口での精算は不要ですが、超過分は当日窓口にてご精算ください。
- ・ 窓口で全額立替払いをした場合は、3 ヶ月以内に必要書類を添えて MY HEALTH WEB より補助金申請ください。

（添付データ）

1. 領収書（宛名は受診者名）
2. 二次検査の結果※口頭で検査結果を聞いた場合は、申請画面の備考欄に入力

## 別紙④婦人科検診

被扶養者（ご家族）向けの婦人科検診についてのご案内です。

## 1. 対象者

- ・ 健保の特定健診を受診された被扶養者（家族）の方
- ・ お勤め先、かかりつけ医等で特定健診相当（診査項目は別添「特定健康診査項目一覧」を参照）の健診を受診され、健診結果の写しを健保に提出可能な被扶養者（家族）の方

## 2. 補助対象項目と補助金額

## (補助対象項目)

- ・ 乳がん検査：マンモグラフィー
- ・ 乳がん検査：乳腺エコー
- ・ 子宮頸がん細胞診

## (補助金額)

15,000 円（上限）

※乳がん検査（マンモグラフィー、エコー）、子宮頸がん細胞診の3つの検査の合計額

## 3. 受診方法

## (1) 受診する施設を調べる

## ① 特定健診と同時受診する場合

健康保険組合連合会が契約している特定健診施設から婦人科検診を対応している施設を選択ください。

<http://www.nsd-kenpo.or.jp>

パスワード：nsd

保養と健康づくり > 健康診断 > 特定健康診査 > 集合契約A施設一覧

## ② 婦人科検診のみ受診する場合

①で調べた結果、同時にできる施設が近隣にない方、或いはお勤め先、かかりつけ医などで特定健診相当を受診済みの方で、婦人科検診のみを受診したい場合は、全国の医療機関、健診施設での受診を認めます。

◇ 健康保険組合連合会の契約施設（「別紙①人間ドック」参照）でも受診可能な施設がありますので、参考になさってください。

◇ 健保が個別契約している下記施設では、特定健診と婦人科検診の同時受診が可能です。（正式名称を一部省略しています）。

**東京** : ヘルチェック、所沢中央病院健診クリニック、IMS Me-Life クリニック新宿（月曜のみ）、立川中央病院附属健康クリニック

**大阪** : 関西労働保健協会（千里）、結核予防会

**名古屋** : 全日本労働福祉協会、聖隷健康診断・聖隷予防検診センター

**福岡** : 西日本産業衛生会

**福島** : いわき湯本病院、福島県保健衛生協会

(2) **希望の健診施設に予約する**

- ・ 婦人科検診は予約が必要となりますので、ご自身で直接受診施設に予約ください。
- ・ マイナ健康保険証等は使用しない（保険外診療） ことをお伝えください。

(3) **婦人科検診を受診する**

他のオプション検査を追加していただいても構いませんが、費用は全額自己負担となりますので必ず当日窓口にて精算ください。

(4) **費用精算**

- ・ 一旦窓口で全額立替払いのうえ、後日精算となります。
- ・ 以下の「請求に必要な書類」を揃えて 3ヵ月以内にMY HEALTH WEB より申請ください。

「請求に必要な書類」

- ✓ 当健保組合の特定健診を受診された方 : ①～②を提出
- ✓ お勤め先、かかりつけ医等で特定健診相当を受診された方 : ①～④を提出  
※①～④は、画像で添付してください。

- ① 領収書（宛名は受診者名、各検査項目の単価記載）
- ② 婦人科検診の結果（受診者名が分かる部分も併せて添付）
- ③ お勤め先、かかりつけ医等で受診した健診結果（コピー可）

※受診項目に不足がある場合、補助の対象外となります

- ④ 特定健康診査質問票

※質問票が無い場合は健保 HP からダウンロードしてご記入ください

<http://www.nsd-kenpo.or.jp>

届出・申請書一覧 > 保養と健康づくりに関する書式 > 特定健康診査質問票

※年度末に関しては、4月中旬までに申請ください。

※申請を受付けてから、お支払いまで数ヵ月を見込んでいます。

特定健診の受診結果が受診施設から当健保組合に届くまでおよそ同程度の期間を要するため、何卒ご了承ください。

ご不明な点がございましたら、事前に健保にご相談ください。

## 別紙⑤特定保健指導

### 1. 対象者

人間ドック、特定健診、事業主健診を受診された40歳以上の被保険者（本人）、及び被扶養者を対象に、健診結果よりメタボリックシンドローム判定を行い、一定の基準を超えた方にご案内いたします。ご多忙とは存じますが、積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

### 2. 保健指導要領

健保から委託する会社の専門相談員（保健師、管理栄養士など）による初回面談を含む3ヶ月間のプログラムです。

面談時に目標設定を行い、その後電話やメール等でアドバイスや支援を受けながら3ヶ月間の生活改善に取り組んでいただくプログラムです。プログラム終了時に最終評価を行います。取組状況や最終評価は、健保にのみ報告ですので第三者に知られることはありません。今まで多くの方に参加いただいております。ほとんどの方が最後まで継続され、成果を上げています。是非、健保から勧誘の連絡がありましたら、積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

また、2018年度から、人間ドック当日にその結果に基づいて、一定の基準を超えた方に対して特定保健指導の初回面談を実施する方式を、人間ドック個別契約先の一部施設で実施しております。従来は、人間ドックを受診されてから、数ヶ月～1年程度経過してから特定保健指導の勧誘をしておりましたが、今回の方式ではドック受診日当日に保健指導が受けられますので、勧誘された際には是非参加してください。対象施設は現在以下のとおりですが、順次拡大していきます。

- ・ヘルチェック全施設
- ・アムス全施設
- ・関西労働保険協会全施設
- ・帝国ホテルクリニック
- ・ベルクリニック
- ・東海診療所
- ・東京都予防医学協会（CARENAを使用した特定保健指導実施）
- ・大野クリニック
- ・大宮シティクリニック
- ・近畿健康管理センター（KKC ウェルネス）全施設（CARENAを使用した特定保健指導実施）
- ・IMS Me-Life クリニック東京
- ・府中クリニック

### 3. 費用負担

個人の負担は発生しません。全て健保が負担します。

## 特定健康診査項目一覧

特定健康診査の受診内容は次のとおりです。

### 1. 基本項目

- (1) 質問票(服薬歴、喫煙歴等)
- (2) 身体測定(身長、体重、BMI、腹囲)
- (3) 血圧測定
- (4) 理学的検査(身体診察)
- (5) 検尿(尿糖、尿蛋白)
- (6) 血液検査
  - ① 脂質検査(中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール)
  - ② 血糖検査(空腹時血糖または HbA1c)
  - ③ 肝機能検査(GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP)

### 2. 詳細な健診の項目(一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施)

- (1) 心電図
- (2) 眼底検査
- (3) 貧血検査(赤血球、血色素量、ヘマトクリット値)
- (4) 血清クレアチニン検査

健康ポータルサイト

# マイヘルスウェブ MY HEALTH WEB 必ず登録を!!

NSD健保では、加入者の皆さまとのご連絡を原則「MY HEALTH WEB」を通じて行います。  
マイナンバーや資格確認書、資格情報のお知らせなどについての重要なお知らせも有りますので必ずご登録をお願いします。



## 主なコンテンツ

### 健保からの個別連絡 **重要!**

- ・「マイナンバーカード電子証明書」有効期限切れ更新依頼
- ・被扶養者調査(検認)の提出物依頼
- ・負傷の照会 など

### 給付金支給明細

NSD健保から給付金が支給された際に「給付金支給決定通知」が発行されます。ダウンロードすることも可能です。

### 補助金申請

宿泊保養所、インフルエンザ予防接種、体育奨励等の補助金申請を行うことができます。

### 資格情報のお知らせ **重要!**

マイナ保険証非対応の医療機関を受診する際、マイナンバーカードと共に提示することでスムーズに保険診療を受けることができます。

### 健診結果情報

健診結果を経年で表示します。結果に対する改善アドバイスも確認することができます。

### 医療費明細

医療費情報をパソコンやスマホから確認することができます。

登録方法は  
次ページをご覧ください

NSD健康保険組合

# 初回登録方法

パソコンかスマホいずれかからご登録ください

## パソコンから登録

### ① MY HEALTH WEBにアクセス

- NSD健保のホームページにアクセスし、TOPページの「MY HEALTH WEB」のバナーをクリック  
<https://nsd-kenpo.mhweb.jp/>

### ② 初回登録（仮登録）

- ログイン画面の「初回登録の方はこちら」をクリック
- 必要事項を入力の上、「送信する」をクリック

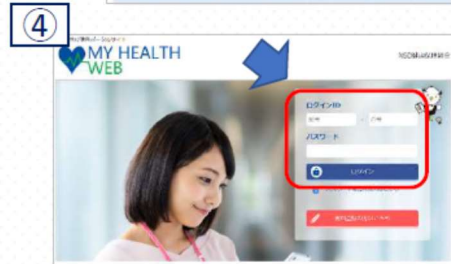
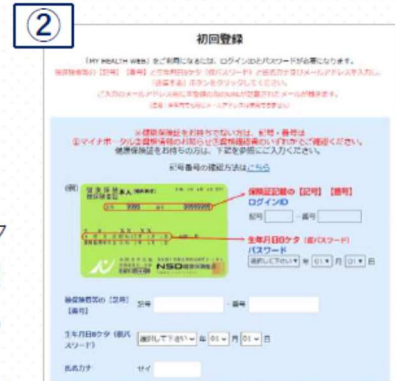
### ③ 本登録

- 登録したメールアドレスに届いた、本登録用のURLをクリック
- 画面表示に従って「新しいパスワード」を入力し、登録完了！

※メールの受信拒否設定をされている場合は、下記ドメインからのメールが受診できるよう設定の変更をお願いします。  
@mhweb.jp、@mhweb-entry.jp、@mhweb-info.jp

### ④ MY HEALTH WEBにログイン

- MY HEALTH WEBのログイン画面が表示されたら「ID」と「パスワード」を入力してログイン！



## スマートフォンから登録

### ① MY HEALTH WEBにアクセス

右の二次元コードを読み取るか、URLを直接入力してアクセス  
<https://nsd-kenpo.mhweb.jp/>



②～④はパソコンと同様の手順です。

公式アプリ  
無料ダウンロード  
マイヘルスウェブ アプリ  
MY HEALTH WEB

スマホアプリもぜひご利用ください

iOS版  
Android版

App Store からダウンロード  
Google Play で手に入れよう



以上で登録完了です！  
MY HEALTH WEBをご活用ください！

ご不明な点は  
NSD健康保険組合までご連絡ください  
[nsdkenpo@nsd.co.jp](mailto:nsdkenpo@nsd.co.jp) TEL 03-3257-1207

